

運転に自信が  
なくなった

家族から  
「運転が心配」  
と言われた

# 運転免許自主返納<sup>等</sup>

を支援します

隠岐の島町

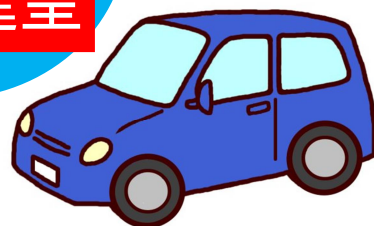
上限 町内公共交通利用回数券等

21,000円分

交付

島後交通  
安全協会

粗品進呈



この事業は、高齢者が運転免許を自主返納又は失効するにあたり、公共交通機関の回数券等を交付することで、高齢者の運転免許の自主返納等を促し、高齢ドライバーの交通事故を抑止するとともに、公共交通機関の利用促進を図るものです。

詳しくはチラシ裏面をご覧ください

お問い合わせ先：隠岐の島町役場 保健福祉課 高齢者福祉係

( 電話 08512-2-4500 )

## 運転免許の自主返納とは

運転免許の自主返納制度とは、加齢や病気等で身体機能の低下や判断力の低下を自覚し、運転に不安を感じる方などが、運転免許の有効期間内に保有している免許証の取消しを申請することができる制度です。

## 対象者

次の全てを満たす方が対象となります。

- ① 隠岐の島町に住所があり、返納又は失効した日に70歳以上
- ② 免許返納日又は失効日から60日以内
- ③ 当該年度(4月・5月に申請があった場合は前年度分)の住民税が非課税
- ④ 町税等の滞納がない

## 支援内容

次の①～③のうちから、21,000円以内で自由に選択できます。

① 隠岐一畑交通株式会社が発行する回数券	： 100円×11枚綴＝1冊 1,000円
② 隠岐タクシー業協議会が発行するタクシー乗車券	： 300円×10枚綴＝1冊 3,000円
③ 隠岐の島町が運行する町営バスの回数券	： 300円×11枚綴＝1冊 3,000円 300円×23枚綴＝1冊 6,000円

### <注意事項>

- ・回数券等の交付は、お1人につき1回限りです。
- ・1回の利用に枚数制限はありませんが、お釣りは出ませんのでご注意ください。
- ・隠岐タクシー業協議会が発行するタクシー乗車券は、隠岐の島町内のタクシー事業者でのみご利用いただけます。デマンドタクシーも利用できます。(事前要予約)

## 申請方法

下記の「必要な書類」を保健福祉課高齢者福祉係、各支所、中出張所窓口までご提出下さい。

	返納した方	失効した方	共通
必要な書類	① 運転免許取消通知書 (警察署にて発行) ② 返納した運転免許証の写し (表裏両面)	① 運転経歴証明書(警察署にて発行)の写し 又は、失効した運転免許証の写し(表裏両面) ② 同意書(役場窓口備え付け)	① 申請書 (役場窓口備え付け)

※運転免許証は、返納するとお手元には残りませんので、事前にコピーをしていただくか、島後交通安全協会(隠岐の島町警察署内)でコピー(1枚10円)をしてください。

※申請書、同意書の郵送を希望される場合は、ご連絡ください。

また、隠岐の島町ホームページからもダウンロードできます。

## 支援品の受け取り

申請内容を審査の上、支援対象の可否を決定し、後日、助成券を郵送します。

## その他注意事項

- ① 運転免許の自主返納は、隠岐の島警察署にて手続きをしてください。
- ② 交付を受けた回数券等については、変更、換金、再交付はできません。
- ③ 虚偽その他不正な手段により支援を受けた場合は、支援内容を取り消すことがあります。